

<h2>市民意見聴取に係る施策の概要</h2>	
案件名: (副題)	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の策定について
局課名:	健康福祉局 福祉部 高齢介護課
施策の目的	この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画であり、今後の高齢化の進展と、高齢者の意識や価値観のさらなる多様化に対応することを念頭に置き、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種施策の推進とともに、将来必要な介護保険サービス量を見込んだ上で、適正な介護保険料等を定め、実効性のある計画の推進を図るものとします。
現状・背景	団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目標時点とし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させていくことが求められています。 現計画が令和2年度末をもって終了することから、令和3～5年度を対象期間として、計画を策定します。
課題	介護保険制度は創設から19年が経ち、サービス利用者数は制度創設時の3倍を超えるなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。 我が国においては、総人口が減少に転じる中、高齢化は進展し、今後、介護ニーズの高い75歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されており、本市においても同様です。 また、介護人材不足の状況はますます厳しくなっており、高齢者を支える人的基盤の確保も大きな課題です。
施策の策定にあたっての考え方	現在実施中の計画にもとづく事業についてはPDCAサイクルによる進捗の管理・評価を行うとともに、市民からはアンケートの実施により、介護事業者からはヒアリングを行うことにより、高齢者の生活実態やサービスの利用状況、支援ニーズなどの把握に努めます。 また、国が秋頃に示す第8期計画の基本指針を踏まえて策定していくこととしています。策定にあたっては、本市の社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会において、学識経験者や介護事業者、地域代表者、被保険者代表者により協議を行い、検討を進めます。
意見を聴取するポイント	現在、国の社会保障審議会において「介護保険制度の見直しに関する意見」として、次期計画づくりにあたっての課題等を取りまとめており、そこに示される主な取組の方向性は以下のとおりです。 ①介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸) ②地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備) ③認知症予防、早期発見・早期対応、介護者(家族)支援など、認知症施策の総合的推進 ④介護人材の確保(多様な人材の活躍の促進等) これらの方向性をもとに、地域共生社会の視点を加えてより効果的な施策・取組として反映させるため、広く市民の皆様のご意見を募ります。
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	・令和2年3月に高齢者利用意向調査を実施し、介護認定を受けていない高齢者・要支援高齢者・要介護高齢者に対してそれぞれアンケートを実施します。 ・令和2年3月に介護者等からの聞き取りにより在宅介護実態調査を行います。 ・介護事業者などにヒアリングを行い、サービス提供実態などの把握に努めます。
お問い合わせ先	健康福祉局 福祉部 高齢介護課 電話番号 06-6489-6356 ファックス 06-6489-6528 メールアドレス ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp